

近世祖谷山^{みよう}と名に関する基礎的考察

— 中屋名を中心に —

地方史班（徳島地方史研究会）

町田 哲*

要旨：近世祖谷山に関する歴史研究では、従来、2つの祖谷山旧記（延享本・宝暦本）を中心に検討されてきた。今回の阿波学会の調査によって、祖谷山三十六名のうちの一つ中屋名の名主下川家の古文書が確認されたことで、名レベルの社会的諸関係が具体的に明らかとなった。名主は、竿外地（検地対象外の地・主に焼畑として利用）の用益と、名子・下人らに「日役」を勤めさせる（宝暦14年以降は年30日）、という2つの特権を藩から認められており、これが、名主-名子・下人の関係を再生産する柱として機能していた。これに対し、名子・下人らは、18世紀中頃以降、「日役」拒否の運動を展開させたが、この関係を脱しきることは難しかった。

キーワード：祖谷山、名、喜多源内、名主、名子、下人、検地、焼畑、竿外地

はじめに

近世の祖谷山^{い や や ま}の歴史については、現存する古文書の少なさもあって、延享元年（1744）の「祖谷山旧記并喜多源治家系成立」（以下「延享本」と略す）や宝暦9年（1759）の「祖谷山旧記」（宝暦本）を軸に復元されてきた。しかし近年、丸山幸彦氏は、2つの旧記の丁寧なテキスト分析をもとにその史料的性格をおさえることで、当時の歴史意識の発露として「旧記」を捉えこれを相対化し、近世初頭の祖谷山の動向や、18世紀中頃の歴史意識の広がり掘り起こした（丸山幸彦2007）。具体的には、①祖谷山を統括した政所^{まどころ}・喜多家が専制的に支配することを理念に掲げる延享本に対し、宝暦本は高取名主家による祖谷山の共同支配を理念として掲げた内容を持つ点で、延享本の歴史認識に対するアンチテーゼの意味を有していたこと、②喜多家は当初、祖谷山全体の征服者としてではなく一名主^{みようしゆ}として、中世以来の惣村連合の結束を保つ祖谷山に定着していったこと、③一方、蜂須賀家政に送り込まれた代官渋谷安太夫による慶長17年（1612）の検地は、給地をいっ

たん藩に吸収した上で新たに高取名主へ付与し、その他を蔵地として位置づけることで、従来の祖谷山の惣村連合としての側面の全面的な否定・再編を意図していたこと、④これへの反発から上層名主層の分裂が生じたが（元和一揆）、喜多家を中心に17世紀中頃にかけて妥協的に祖谷山三十六名体制が整えられていったこと等が明らかとなった。祖谷山研究は新たな段階に立ち至ったといえよう。

これとは別に筆者は、17世紀中頃の祖谷山請負商人に注目し、大坂の材木問屋から資金をうけた徳島の請負商人が、祖谷山の山林資源を伐採し大坂に流通させる一方で、祖谷山檜宍料（年貢）を藩に代銀納する独特の形態をとっていたことを明らかにした（町田哲2010）。ただし、史料的限界から祖谷山内部のあり方については、充分には論じることができなかった。

一方、今回の阿波学会の調査で新たに確認できた下川家文書（全119点）は、祖谷山三十六名の一つ中屋名（現三好市西祖谷山村吾橋^{あはし}）の名主家に残された文書群である。従来充分には確認されてこなかった「名」に関する近世文書であり¹⁾、祖谷山内部の

* 〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748 鳴門教育大学大学院学校教育研究科

実態に迫りうる極めて重要な文書群といえよう。そこで本稿では、下川家文書に即して基礎的考察を行い、名における社会的諸関係を解明したい。

1. 慶長検地からみる中屋名

1) 祖谷山慶長検地の特徴

下川家文書には、慶長17年検地帳写が3冊現存する(史料1 [文書番号0-1, ①-3, ③-6]), 以下、史料番号は町田2019掲載の史料翻刻と対応。文書番号は、本紀要所収「三好市における文書調査」における文書目録と対応)。いずれも6月7日付で「三吉郡之内我橋中屋名御検地帳写」と題された中屋名を単位とする検地帳である。祖谷山慶長検地のあり様がうかがえる好個の史料である²⁾。

検地帳に登録された中屋名の土地は、高12.8465石(面積3町5反1畝8歩, 記載ママ)となっている。これは延享本が示す中屋名の名高(蔵高)と一致する。慶長検地の名高が、そのまま近世を通じて名高として固定されていくのである。

ついで、地目別の特徴をみよう(表1合計欄)。田・畠ともに、地目が細分化されているのは、徳島藩の特徴である。田は上田がなく、面積2反1畝9歩(全体の5.9%)と少ない。畠は、面積上は高請地全体の三分之一(33.3%)を占める。斗代は上々畑1.2石から下々畑0.2石まで幅があるが、畠高は名高全体の56%を占め、面積の割合よりも高いのが特徴であ

る。居屋敷(家数)は8軒である。

注目されるのは、切畑の存在である。同じ阿波国でも、慶長8年(1603)の那賀郡仁宇谷検地帳(木沢村誌編纂委員会1976, 1818~1826頁)では、切畑は高記載のみであるが、祖谷山の検地帳では切畑に面積記載がある。一筆の面積は1畝のものから1町5畝まで幅がある。ただし「反畝」記載のみで「歩」記載はなく、田畑居屋敷と比べてややアバウトな丈量であったとみえる。一筆の狭さから考えて、検地時に実際に焼畑を実施していた土地のみが切畑として登録されたものと推測できる。その背後には数倍におよぶ焼畑休閑地が存在していたと考えられよう。しかも登録された切畑・山畑全体の面積は2町1反3畝(記載ママ)と、名の検地登録面積全体の58.9%をしめ、高請地の中では主要な生産の場であった。にもかかわらず、斗代が最も低い0.15石であるため、高は3.195石と名高の24.9%にしか及んでいない。

なお検地では、茶・桑・漆・梶・柿を把握している。このうち梶は楮に近似的な、紙の原料となる低木であるが、屋敷地近くの畠地で一定程度栽培され(415畔)、茶と同様、複合的生業の一つとなっていたことがうかがえる。ただし切畑には存在しない。

2) 慶長検地にみる土地所持者の構成

検地帳の記載を人に即して理解しよう(表1)。帳末には、「家数合八間^(軒)／内老人 名本／同三人 年

表1 慶長検地帳にみる中屋名 凡例：名前右上段…肩書，下段…所持高(石)，各上段…面積(反-畝-歩)，下段…高(石)，左欄…筆数

名前	地目	中田	中下田	下田	上々畑	上畑	中上畑	中畑	中下畑	下畑	下々畑	居屋敷	山畑	切畑
	斗代	0.9石	0.7石	0.6石	1.2石	1.0石	0.7石	0.5石	0.4石	0.3石	0.2石	1.2石	0.15石	0.15石
彦十郎	名本 6.707石	1-0-0 0.900	0-7-12 0.484	0-4-12 1.080	0-4-0 0.480	1-6-0 1.600		0-3-0 0.150	1-5-0 0.600		0-5-21 0.114	0-1-21 0.204	0-3-0 0.045	13-8-0 2.070
	孫三郎	1.079石		0-1-15 0.090	0-2-0 0.240			0-4-0 0.200		1-2-0 0.036		0-0-21 0.084	0-3-0 0.045	0-4-0 0.060
孫次郎	1.269石	0-1-0 0.090				0-3-0 0.300		0-5-0 0.250	0-8-9 0.332			0-0-18 0.072		1-5-0 0.225
左門五郎	役不立 0.016石											0-0-4 0.016		
孫七郎	0.330石						0-3-15 0.234					0-0-24 0.096		
太郎右衛門	名本下人 2.230石	0-0-12 0.036			0-5-0 0.600	0-5-0 0.500			0-5-12 0.216			0-1-2 0.128		4-0-0 0.750
ごんのすけ	役不立 0.128石											0-1-2 0.128		
彦三郎	病人 1.040石				0-3-0 0.306	0-5-0 0.500					0-5-12 0.162	0-0-18 0.072		
合計	面積	1-1-12	0-4-0	0-5-27	2-4-0	2-9-0	0-3-15	1-2-0	2-8-23	1-7-12	0-5-21	0-6-20	0-6-0	19-7-0
	高	1.026	0.280	0.354	1.680	2.900	0.2275	0.600	1.148	0.522	0.114	0.800	0.090	3.105
割合	面積	5.9%					33.3%					1.9%	58.9%	
	高	12.9%					56.0%					6.2%	24.9%	

典拠：慶長17(1612).6.7「三吉郡之内我橋中屋名御検地帳写」[0-1] 面積合計35反1畝8歩記載ママ(補正值36-1-10)、高合計12石8465

寄・役ニ不立／同四人 百姓」とある。基本的に8軒を、①名本、②百姓とに区分し、③百姓役を勤め得ない者（高齢・病気等）を除外するという、三区区分となっている。

①「名本」彦十郎（下川家）は高6石707で、名高の半分以上を越える高を所持する（52.2%）。とくに1町5畝の「鍛冶屋の岡」の切畑をはじめ、切畑・山畑を5ヶ所（高2石115）を所持し、切畑・山畑全体の66.2%をしめる。田畑には梶が158畔含まれている。一方で重要なのは、彦十郎以外でも名の土地を所持する者がいた点である。②「百姓」4人のうち、孫七郎以外は切畑も有している。また③百姓役を勤めることができない左門五郎・ごんのすけ・彦三郎は、居屋敷だけかその付近の畑を有しているに留まるが、もし役を果たすことができれば「百姓」となりうる存在であった。慶長検地では、「名本」を確定し、土地所有者を一律に「百姓」として捉え、役を勤め得ない者を除外する形をとっていたと理解できよう。

では、②のような「百姓」を、一律に独立した存在と見なせるのだろうか。その点で興味深いのは、太郎右衛門である。彼は「百姓」に含まれ、独立した居屋敷・田畑はもちろん、切畑2ヶ所（高0石75）を所持しており、高だけでみるならば、所持高2石23は名内で第2位となる。ところが彼は、「百姓」のなかでは、一人だけ、名本彦十郎の「下人」として位置づけられている。以上から、慶長検地の「百姓」は、i 土地所有者かつ ii 役負担可能な者であるが、あわせて名本の下人を含んでいたことが指摘できる。逆にいえば、太郎右衛門以外の②の存在は、名本の「下人」ではなかったことになる。彼ら「百姓」が名本からまったく自立していたのかどうかは不明とせざるを得ないが、少なくとも、名本とそのもとの高持下人百姓と、高持百姓とが併存する状態、これが慶長検地段階—〈壺家—小家〉制度導入以前の、検地帳上の村内関係だったのである。

2. 中屋名の内部構成—家数人数改帳から

下川家文書には、家数人数改帳の写が何点が残っているが、編成基準には多くの変動がある（表2）。

最も古いのは寛永8年（1631）のもので、すべての男子を家ごとに登録する〔②—2〕³⁾。慶長検地の「名本」彦十郎家に該当する冒頭の甚五郎が、「名

主」となっている。中屋名での「名主」の初見である。全体は、名主・甚五郎（高6.8145）と、その名子・甚一良（高2.708）、同・太郎衛門（高3.324）を中心に構成され、それぞれの下人や隠居分家（「親」の家、そして「後家うは」が名主の「かけ（影）」として、全9軒が登録されている。このうち「後家うは」は人数に含まれていないことから、夫役徴収を目的とする棟付帳に連なる帳簿と見なすことができる。慶長検地との比較で言えば、高持が3家に淘汰されている。また、慶長期に「名本下人」であった太郎右衛門と、高1.269石であった孫次郎—甚一郎家を、ともに「名子」とするように、慶長検地とは異なる基準で、高持を一律に名主の「名子」と設定している点が特筆される。

つづく明暦2年（1656）〔②—1〕⁴⁾になると家数は7軒に減るが、男性人数は21人に増加する。明暦帳の特徴は、壺家—小家記載の登場である。名主三右衛門（明暦期の名主甚五郎の子）だけが壺家となり、彼以外はすべて小家と位置づけられ、名高12.8465石のすべてを三右衛門が所持するやや特異な形式をとっている。さらに、寛永帳にみられた「名子」記載が消え、名子だった家（次市郎=甚一郎、太郎右衛門）も含め、同族以外は一律にすべて三右衛門の「下人」に統一されている。寛永帳の内容をふまえれば、これは実態というよりも擬制的な編成の反映と考えられよう。このように名主だけを壺家としそれ以外を小家（下人）とするのは、この明暦帳のみである。なお三右衛門は、甥を含む複合的な家族経営をなし、かつ家内下人を2人抱えている。

壺家—小家記載と、寛永期に見られた下人・名子記載とが統一的にあらわれるのが、延宝元年（1673）10月の改帳である〔③—3〕⁵⁾。ここでは三右衛門下人は小家となる一方、三右衛門名子（高持）が壺家として登録されている。名子^{であり}=高持という点では寛永帳基準が反映される一方で、これを壺家—小家制度の中で、下人とは区別して位置づけているのである。この記載方式は、のちの享保帳や享和帳にも継承されていることから、延宝帳をもって壺家—小家制度に基づく棟付改帳の完成形とみておきたい。このほか、明暦帳と比べてみると、三右衛門の家内下人であった三吉が小家として家を構えるようになったことが注目される。

その51年後の享保9年(1724)〔②-4〕は、記載方法も家数10軒という数字も延宝帳と変わらない。しかし、この間に名主理平家から、第3人が分家小家として創出されている。それぞれに高はないが、分家を輩出するだけの経済的安定性と、中屋名における力を名主家が持っていたことの証左といえよう。なお理平家には叔父菊太夫親子も同居しており、複合的な家族形態は継続している。分家という点で言えば、名子儀太夫も隠居分家(徳之丞)を輩

出しており、経営の安定性を持ち得ていたことが窺える。ちなみに中屋名での隠居分家は、すでに寛永帳の名子甚一郎とその親孫二郎にみることができる。

ところで、全体の高は名高12,8465石に満たない。それは延宝帳の彦兵衛家(高2,230石)が見えなくなるからである。一方で名主家も名子家も所持高を維持しているので、これは彦兵衛家の途絶と考えられる。明和6年(1769)の改帳〔②-11〕では助八が名子=高持として登場するが、これは彦兵衛株を継

表2 中屋名における名構成員

寛永8年(1631)		
(家数人数改帳)〔②-2〕		
家数9間, 人数10人		
家有	甚五郎	41 名主/高6.8145
	松若	3 甚五郎子
家有	孫一郎	31 甚五郎下人
	とよちよ	5 孫一郎子
家有	[]	[] 甚五郎下人
家有	甚一良	3 [] 名子/高2.708
	菊千代	4 甚一良子
家有	孫二郎	70 甚一良親
家有	太良衛門	59 名子/高3.324
家有	二郎右衛門	56 太良衛門下人
家有	後家うは	甚五郎かけ
小屋	後家うは	甚五郎かけ

明暦2年(1656)			
家人数之帳〔②-1〕			
家数7軒, 人数21人			
老家	三右衛門	29	本百姓/高12.8465
	長太郎	4	三右衛門子
	孫左衛門	61	三右衛門親
	宮	4	三右衛門おい
小家	三吉	16	三右衛門内下人
	孫十郎	35	三右衛門内下人
	太郎右衛門	70	三右衛門下人
小家	又一郎	40	太郎右衛門子
	勘左衛門	50	孫左衛門弟
小家	長吉	18	勘左衛門子
	二郎	13	長吉弟
小家	孫一郎	57	三右衛門下人
	孫太郎	30	孫一郎子
	清二郎	19	孫太郎弟
小家	次市郎	58	三右衛門下人
	久作	28	次市郎子
	土佐千代	8	久作子
小家	吉三郎	48	三右衛門下人
	かち	9	吉三郎子
小家	二郎	4	かち弟
	甚太郎	35	三右衛門下人

延宝元年(1673)		
家数人数高并牛御改帳〔③-3〕		
家数10家, 人数21人		
老家	三右衛門	46 名主/高7.7225
	長兵衛	21 三右衛門子
	藤松	1 長兵衛弟
小家	三吉	31 三右衛門下人
	久右衛門	45 三右衛門下人
	千宮	14 久右衛門子
	土用坊	9 千宮弟
小家	市左衛門	52 久右衛門おぢ
	甚市郎	25 久右衛門弟
小家	市三郎	26 三右衛門下人
	二郎	21 市三郎弟
老家	彦兵衛	47 三右衛門名子/高2.230
	源十郎	17 彦兵衛子
	土用市	9 源十郎弟
老家	清右衛門	30 三右衛門名子/高1.625
	平六	21 清右衛門養子
老家	二左衛門	36 三右衛門名子/高1.269
	孫右衛門	74 二左衛門親
小家	五郎兵衛	52 彦兵衛かけ
小家	徳左衛門	29 三右衛門かけ/かちや名分参居申候

享保9年(1724).7.4		
家数人数高并牛御改帳〔②-4〕		
家数10軒, 人数20人		
老家	理平	45 名主/高7.7225
	左伝次	17 理平子
	松若	11 左伝次弟
	菊太夫	53 理平おぢ
小家	孫左衛門	39 菊太夫子
	千吉	7 孫左衛門子
小家	貞兵衛	36 孫左衛門弟
	喜太郎	9 貞兵衛子
小家	分右衛門	33 貞兵衛弟
	吉右衛門	29 分右衛門弟
老家	勘右衛門	39 利平名子/高1.625
老家	儀太夫	36 利平名子/高1.269
小家	徳之丞	63 義太夫親
	長三郎	29 徳之丞おい
	次兵衛	60 徳之丞いとこ
小家	左次兵衛	38 利平下人
小家	加兵衛	50 利平下人
	次郎	7 加兵衛子
小家	長太郎	19 利平いとこ
小家	六左衛門	45 利平下人

享和3年(1803).3.14			
棟付人数指出御帳〔②-3〕			
家数10軒, 人数17人			
老家	利兵衛	45	本百姓/高7.7225
	左平太	65	利兵衛親
小家	吉之助	53	利兵衛兄
	数右衛門	56	利兵衛兄/寛政3年平名へ罷越住居
	伊左衛門	72	利兵衛伯父/井ま久保名(今窪名)へ安永2年に罷越只今迄住居
	種次	62	西名へ安永6年に罷越住居
小家	善右衛門	53	利兵衛下人
小家	安右衛門	55	利兵衛下人
	太郎	8	安右衛門子
小家	貞右衛門	40	利兵衛下人
小家	次郎兵衛	73	利兵衛下人
	弁右衛門	38	寛政10年に次郎兵衛養子、此者岩深分参申候
老家	長吉	40	利兵衛名子/高1.625
	太郎	10	長吉子
	治郎	5	太郎弟
小家	吉太郎	35	長吉小家/鍛冶屋名分寛政11年罷越
老家	徳之丞	66	利兵衛名子/高1.269
	仲右衛門	38	徳之丞養子/土州本山郡分寛政13年罷越
老家	由右衛門	54	利兵衛名子/高2.230/天明7年西名へ参申候
	馬次	25	由右衛門子
	伝次	18	馬次弟
老家	六右衛門	58	由右衛門株へ三好郡西宇村分罷越
	政二	21	六右衛門子

承した家と考えられる。また、名主家から分家が輩出されても延宝期以来家数が変わらないということは、逆にそれ以外の家が少なくとも4軒分は途絶していたことになる。中屋名では、彦兵衛家も含めて流動的な家が少なくなかった点が注目されよう。

つづく明和6年(1769)と天明4年(1784)〔②-5〕の改帳は、いずれも中屋名主からの指出で、前者は大窪名名主で祖谷山西分庄屋の青山武八郎(史料5参照)宛、後者は政所喜多源内宛である。名主を壺家とし、それ以外の家を、名子(高持)・下人の区別なく、一律に壺家として登録している点で、延宝・享保帳とは異なる。その理由は不明である。

享和3年(1803)のものは、中屋名主利兵衛から喜多源内に提出されており、表題に「棟付人数指出帳」とある。かつ本文にも「此度棟付御改被仰付候所、森久兵衛様御代は是迄之義相分り不申ニ付、只今住居之者有姿相認メ指出申上申所、相違無御座候」とある。祖谷山全体の棟付改に際して提出された名からの指出であり、延宝帳を基準に各家々の連続性を確認することが求められていた。ただし、通常の文化期棟付帳とは異なり、この享和帳では女性が登録されていない。棟付改を契機とするものの、下調帳であろう。また、享和帳には中屋名出身で当時は他名に移住している場合や、養子として他村から入ってきた事例も記されている。特に名子で壺家の由右衛門については、天明7年(1787)に隣の西名に移り、かわって「由右衛門株」に三好郡西宇村より六右衛門が入ったとされている。由右衛門株は、もともと延宝帳以降に途絶していた彦兵衛株を継承した助八家の末裔である。ここでも家の流動性が看取できると同時に、百姓「株」によって家数10軒が維持されていたことが注目されよう。

以上の分析から、少なくとも中屋名においては、名主の下で名子が支配されるという単純な形態ではなかったことがわかる。まず、慶長検地時には8軒の高持が存在したが、名主-下人以外にも、6軒の高持が存在し、役負担可能者は「百姓」と位置づけられていた。しかし寛永期になると、多くの高持が淘汰され、名主とその「下人」または一部の「名子」と、慶長検地とは別の基準で規定される。

高持が淘汰される理由を明確にはできないが、一つには、名主下川家も参加した元和一揆の影響が想

定しうる。しかしそれ以上に、慶長17年6月検地の直後7月8日に蜂須賀蓬庵より、確定された名本(=「祖谷山名主共」)に対し、名内の検地登録外の地(後述する「竿外地」)が扶持として与えられたことが(「……其谷名主共、持来之名職、当検地之上、竿無之分為扶持指遣置者也」延享本・宝暦本とも)、大きな意味を持ったものと考えられる。狭小な検地登録地の外縁部に広がる「竿外地」は、木材伐採地・焼畑対象地として重要な生産手段であるが、そこが名主のものとなったことは、その後の村内関係における名主の優位性を強化することにつながったのではなからうか。名主家の継続性と、一方での名子・下人層の流動性にこの点を窺うことができよう。さらに明暦~延宝期には、壺家-小家制度が浸透し、名主=壺家、下人=小家という編成が一応の完成をみる。延宝期以降は名子(高持)も壺家として登録され、下人=小家とは区別されるが、土地所持は限定的でしかも高も固定化されていた。

3. 近世後期の祖谷山における年貢収取

1) 政所喜多家と名

祖谷山は、天保5年(1834)段階で村高1168石363⁶⁾の大村であり、近世初頭以来、年貢の大半を檜宍料という材木に換算し、これを代銀納していた。これは近世初頭から藩が山林資源に着目して定めた、材木流通を前提とした年貢上納システムであるが、17世紀後半には、材木流通が滞りがちな状況に至っていた(町田哲2010)。従来、祖谷山の内部で年貢収取がどう実現していたのかは不明であったが、下川家文書はこの点を解明しうる史料が含まれている。

史料9は、嘉永元年(1849)10月に、喜多源内ら5名が(中屋名主・下川家)中屋虎次に宛てた文書で、中屋名分の年貢・夫役材木代、苧・茶代、畠田増米、銀札2歩、上下茶代を、たしかに受け取り藩への上納が完了したことを示す、祖谷山内部での皆済状である。広大な祖谷山にあっては、名単位に年貢分が政所喜多家ら⁷⁾のもとに集められ、喜多家から藩に年貢代銀納されていたのである。しかも、まるで領主代官から村に宛てられた皆済状のように、喜多家らの差出側が宛所よりも上に位置している点に、祖谷山における政所喜多家・高取名主らの立場が象徴的に示されている。さらに宛所には、中屋虎

次の個人名のみが示されている。「中屋名中」というような共同組織ではなく、あくまで中屋名主の個人請の形式をとって年貢徴収されている。つまり各名主は、政所と名主との関係において、名内の年貢徴収の一切の責任を持たされていた。同様の文書が、嘉永元年（1848）から明治3年（1870）にかけて、断続的に合計12年分が残る。

年貢諸役の内容を確認すると、まず年貢に相当する宍料と、夫役宍料、畠田増米の合計57丁1歩9厘4毛が書き上げられ、銀315匁5分1厘（1丁あたり銀5匁5分1厘程）に換算されている。このうち宍料と夫役宍料は、本文に「御年貢・夫役材木代」とあるように、あくまで材木代として換算されている⁸⁾。近世前期以来の材木代銀納化が、幕末期まで存続していたのである。しかも、史料が残存する22年間において、宍料は一定で固定化されている⁹⁾。

では中屋名の宍料は、祖谷山全体の中でどれだけの割合を占めているのだろうか。元禄10年（1697）の祖谷山全体の宍料（檜宍料）は、年貢分3101丁2歩7厘、上毛米分・鳥屋床米分・夫役銀分の合計4285丁1分5厘3毛であり、これを1丁あたり銀4匁2分5厘に換算して、代銀18貫211匁7分を納入していた（町田2010）。嘉永期の中屋名が負担する宍料を、祖谷山全体の宍料に機械的に当てはめると、1.61%に相当する。一方、祖谷山の村高1168石363から高取名主の拝知高を除いた年貢対象となる高842石997のうち、中屋名高12.8465石は1.524%に相当する。この比率の相似から、宍料はほぼ名高に応じて各名が負担していたものと考えられる。

つづく史料10も同じ嘉永元年のもので、村役人の宿料や宗門人別改造用といった祖谷山全体の村入用に相当する銀子の、中屋名分の受取である。差出の

「取立処」には史料9と同じ政所喜多源内の印がある。また史料11も祖谷山内の「救助銀」の中屋名分の受取であるが、この差出は政所・取立所ではなく、峯名の名主峯喜代太である。峯は祖谷山の五人組の一人である（史料5）。なぜ救助銀の受取だけ差出が異なるのか、その理由は不明である。

2) 中屋名内での年貢取立

以上のように、祖谷山の年貢・夫役分の宍料や村入用は、名高に応じて祖谷山内の各名主に割り当てられ、名主ごとに政所に納入されていた。一方、名の内部での取立状況については、安政4年（1847）[①-20]、同5年[①-17]、万延元年（1860）[①-4]、慶応4年（1868）[②-7]の4年分の「御年貢取立帳」が現存する。このうち安政4年のものを示したのが表3である。8人と追筆の2名が存在するが、名主本人分は記載がない。あくまで名主の私的取立帳簿という史料の性格を持っていた。

その内容を確認しよう。基本的に銀納である。まず御蔵地年貢分に相当する「御上成御年貢」は、8人全員が負担する。この段階での名子・下人の区別を明らかにできないが、少なくとも多くの名構成員がいくばくかの土地を耕作し、年貢を上納していたことがうかがえる。しかし彼らのすべてが土地所持を実現していたのではなく、名主の地の小作等を含んでいたものと想定される。

次に人夫料・諸懸である。人夫料の合計銀7匁5分は、史料10の祖谷山内の「人夫料」にあたる。一定の銀高やその倍数であることから、高割ではなく人数割だったとみられる。先行研究によれば、後述する政所に対する年3人役の日役の代銀納（1日銀5分）に該当するという（桑田美信1931）。なお、麻

表3 安政4年中屋名内の年貢・諸負担の取立

	名前	御上成御年貢	造用	加地子	人夫料	諸懸	合計	麻苧御年貢	藪床銀
1	源藏	銀札18匁61	—	32匁	—	0匁62	51匁640	—	
2	初次	銀札26匁35	0匁395	17匁	1匁5分	1匁482	46匁727	679匁61	1匁9（3束）
3	政五	銀札21匁47	0匁31	47匁	1匁5分	1匁482	71匁762	678匁81	
4	鶴次	銀札72匁33	1匁265	5匁	1匁5分	1匁482	81匁577	679匁61	0匁69（1束）
5	四郎	銀札60目	1匁29	—	1匁5分	0匁84	63匁630	679匁61	
6	仲次	銀札40目175	0匁635	—	0匁75	0匁745	41匁560	619匁61	0匁69（1束）
7	亀次	銀札40目175	0匁635	—	0匁75	0匁745	41匁560	—	
8	紋次	銀札58匁	—	—	—	0匁662	58匁632	—	
		329匁82		101匁			457匁088	2717匁64	
9	万太郎（不明）								0匁69（1束）

典拠：安政4年（1847）. 10. 27「御年貢取立帳」[①-20]

芋年貢は唯一現物納で、その重量を5家分のみ書き上げており、ほぼ均等負担である。史料9の「苧麻割替米代」に相当するのだろう。

その上で重要なのが、「加地子」(小作米)である。「御上成御年貢」とは別に「加地子」が書き上げられていること、前者の納入が少ない者に加地子額が多い傾向をふまえば、加地子は年貢分を含まない可能性が高い。なお史料の残る4年分について、加地子額は一定である。名主の地を小作していたのはこの4人で、年間銀100匁程度の加地子が名主下川家に納められていたのである。例えば史料20〔②-6〕は、明治5年(1872)4月に名主下川庫十郎から同姓の貞吉・亀次にあてたもので、下川家伝来の西佐古と呼ばれる田・畠・切畑合計5筆1反8畝21歩を2人が預かり、その見返りに毎年「加地子」として銀札40目1分6厘と重さ615匁1分の麻芋を名主に提出することを契約している。

年貢請求帳においては、名主の年貢収取記載はなく、一方で名子・下人からの加地子収取という私的内容が含まれている。こうしたあり方には、通常の、村の庄屋による年貢収納とは異なり、名主の年貢個人請のもとでの名支配という特性が反映していると考えられよう。その背景には、名主による、名子・下人に対する所持地等の貸付という実態があったのである。しかし名主による名子・下人支配は、所持地における地主-小作関係に留まらなかった。

4. 近世中後期の名主と名子・下人との関係

1) 祖谷山における竿外地と日役

宝暦14年(1764)4月19日、郡奉行長谷川三平は祖谷山政所喜多源内宛に「覚」を通達した(喜多家文書、喜多源内編1922, 244-245頁)。その中で長谷川が確認している第1の点は、祖谷山における「御検地竿外」つまり慶長検地対象外の地は、各名主に扶持として付与されたことである。その根拠を、かつて名主に下された「御証文」(前述慶長17年蓬庵判物)に求めている。竿外地とは、藩への年貢上納は不要の地で、その用益権は名主に全面的に認められていたのである。第2は、各名の名子は名主支配の対象であり、棟付改では名主-名子と位置付けられ、名子に田地を預けるかわりに、名子が名主に対し一年間に一定の「日役」を勤めてきたという点で

ある。こうして、祖谷山における名主特権には、i 扶持として与えられた検地竿外地の占有という土地所有の側面と、ii 名主による名子支配-名子に耕作地を預ける見返りに日役を勤めさせる-という人的支配の側面との、両面が一体的に存在していた。

なぜこの時に、長谷川は「覚」を通達したのだろうか。続く記載によれば、宝暦9年(1759)に名子たちが、日役を遁れるために徒党をくみ直訴しようとする一件があった。これが問題視され、頭取の者は追放となる。ところがその後も、日役数に混乱が生じ、名主らの中には(かえって役を多く課す)不心得者が現れたという。そうなるのは治まりがつかないので、(今後の日役数について)長谷川から当職家老に伺いをたてた。家老の指示は、以後、名子らが名主に対し、規定された日役を勤め、名主側も名子らを労り憐愍を加えるべき、というものであった。

以上から注目される第一は、名主への日役負担に対する名子らの不満が、宝暦9年の直訴一件につながっていたという点である。しかも、直訴一件以後も、日役をめぐる名主と名子との対抗関係は熾り続け、その後も例えば安永9年(1780)までの間に、祖谷山中の名子等が「徒党騒動」を企て、阿佐名では名主に対し「諸地役・人夫」を一切勤めないことがあった(阿佐家文書21, 徳野隆他2007)。宝暦期といえ、喜多家の専制支配を否定し、高取名主層による集団支配体制を強調する日記宝暦本が作成された時期である(丸山幸彦2007)。祖谷山支配をめぐるヘゲモニー争いが展開する一方で、各名主の足下では名子からの対抗関係が展開し、それが祖谷山全体を揺るがす影響を与え続けていたのである。

第二は、日役の固定化が、郡奉行の介入によって公的に認定された点である。郡奉行の今回の指示は、名ごとに異なる日役数を、一律に名主へ年30日、政所へ年3日と固定させることで、公平性を担保する目的であった。名主へ年60日・政所へ年5日という近世当初の日役数(旧記宝暦本)と比べ、半減となった点は名子らの運動の大きな成果であったが、一方で少なからざる役数が公認されたのである。「覚」の末尾では、今回の決定は、喜多から祖谷山全体に申渡され、連判誓約の上、郡奉行に提出することが指示されている。祖谷山全体にその遵守が徹底されたのである。減少したとはいえ日役数が郡奉行

によって公定されたことは、その後の名主－名子関係に大きな影響を与えたものと考えられよう。

2) 中屋名における竿外地

では、名主に扶持として与えられた竿外地とは、いかなる実態を持っていたのだろうか。史料18〔①-24〕は、明治3年(1870)11月に中屋名主下川虎次が民政役所に提出した、竿外地の経緯を示した記録である。「中屋名主支配」の名子3人・下人5人を掲げ、「御竿外地所務」の内容を示している(表4)。

表4 中屋名の竿外地

	種類	広さ	利用主体・備考	所務高
a	切畑	蕎麦2.310石蒔	名子・下人支配	銀58匁
b	畠地	麦0.170石蒔		
c	畠地	麦0.130石蒔	名内の者に下作	銀20目
d	切畑	蕎麦0.500石蒔	5年切で他名に売地	銀3匁
e	切畑	蕎麦0.500石蒔	5年切で他郷に売地	—
f	内堀田	粃0.200石蒔		粃6斗
計	麦・蕎麦3.610石蒔＝銀高81匁と粃6斗が下川家所務			
g	薪木山林		周辺部(「端々」)のみ	

典拠：明治3年(1870)11月「祖谷山中屋名御竿外地正所務并人数取調子指上帳」〔①-24〕

竿外地の特徴の第一は、田は粃高、畠は麦蒔高、切畑は蕎麦蒔高が示されている点である。「蒔」とは、種子を蒔く広さの意で、栽培可能範囲を示したものであろう。当該地域の焼畑では、蕎麦栽培から開始されることもあわせて注目しておきたい¹⁰⁾。第二はその構成である。この蒔高を基準に見た場合、最大の切畑aと畠bは、中屋名の名子・下人による作付地と記されている。畠地cは近年(虎次の頃)名内の者に下作させた地である。意外なのが、他の切畑d e(一部田f)で、近年、五ヶ年切で他名や他郷に売地している点である(後述)。その外側には、さらに薪木山林gが展開していた。この地は、切畑にしたとしても加地子＝名主収入は、1割～1割半程度しか見込めないという。

このように竿外地の主要部は、竿外地の中でも家々から比較的近い「最寄」に位置しており、その内部は「切畑」(焼畑およびその休閑地)と畠とで構成され、名子・下人への宛地(一部売地)となっていた。その正所務としての銀81匁が、名主の「扶持」とされた竿外地からの収入だったのである。

その上で特筆されるのは、第三に竿外地(切畑a・畠b)の利用をめぐる、名主と名子・下人との間でせめぎあいが存在した点である。弘化年間の「御地調子」(人別持地調査)時に名主・名子・下人

とで相互に約定をかわし、竿外地は名子・下人に作付けさせることになった。ただしそれは、名子役・下人役を勤めることが条件であり、中屋名が小さな「名」であることを理由に、名子・下人の区別なく役を勤めることになった。人別持地調査とは、祖谷山全域で名ごとに実施されたものである。祖谷山では、天保13年(1842)に打ちこわし一揆と逃散があり(三好昭一郎他1972)、その仲裁にあたった名西郡高原村の組頭庄屋近藤孝之丞と名東郡芝原村の組頭庄屋久米幸右衛門が、藩命をうけ、当該期の田・畠・切畑の所持者＝年貢負担者を慶長検地帳と照合させ、改めて確定しようとした¹¹⁾。その時、例えば隣の西名では、竿外地について、近藤・久米のもとで名主・名子が熟談をとげ、「竿外地加地子」の未納分を精算し、かつ新たに「地子」負担の割合を決め、これを守る旨を近藤・久米に提出している¹²⁾。史料18以外に中屋名での人別持地調査の動向を知る史料はないが、これ以降、少なくとも名子・下人がともに、竿外地分の「地子」納入と役を勤める見返りに、竿外地切畑等の小作を許されたものとみてよいだろう。ところが問題は、名子・下人が役負担を拒否した点にあった。名主側の主張によれば、祖谷山では本来下人は名主御用に召し使われる存在であるにもかかわらずこれに抵抗したという。また名主としては、名子は少人数であるので、できるだけ召し使うことを控えていたが、「不都合之仕業」をなしたという。名子・下人側の役負担拒否の動きは、宝暦期以来祖谷山の名内で熾りつづけ、人別持地調査を経ても、なお根本的な解決をみなかったのである。

第四の特徴は、竿外地が売買(d・e)されるケースがあるという点である。例えば、安政3年(1856)10月に名主下川庫右衛門は郡代手代に対し、次のような訴えを提出している(史料12〔⑤-5〕)。字西ノ岡にある竿外地について、宝暦4年(1754)の段階で政所・五人組加判の上で、名主長兵衛が隣の鍛冶屋名・安楽寺に売渡し、さらに安楽寺は明和5年(1768)に隣接する西名・留右衛門に転売していた。ところが安政元年(1856)にこの地をめぐる西名・安太との間で争論となった。その取調の際、政所喜多家からは、「竿外地は(藩から名主に与えられた)扶持なので譲渡は禁止であるにも関わらず、なぜ譲り渡したのか」と叱責されている。庫右衛門

は自らの不調法をわびつつも、「安太より譲ってほしいと頼まれ、不用意にも譲り証文を書いてしまった」と弁明した。これをうけ政所からは、元通り名主地にするように命じられたが、これに納得しない安太側は自分の名負地であることを主張して藩に願い出て、問題になったというのである。藩からの指示をうけ見分にやってきた山城谷組頭庄屋に対し、下川家側は、この地は弘化年間の人別持地調査でも中屋名の竿外地と確定判断された場所だとして、その認定を願っている。竿外地＝扶持を理由にこの地を回収しようとする名主側と、売得地であることを根拠に自らの権利を主張する安太側との争論だったのである。

ここで注目されるのは、政所喜多家の判断にみえるように、竿外地は藩から名主への扶持地であるが故に、売買禁止が原則であった点である。一方で、にもかかわらず名主による竿外地の転売が実質的には行われており、法レベルでは本来扶持地として名主が持つべき土地との論理と、実質的な所持関係との間には乖離が生じていたことになろう。

また、藩による竿外地の再公認が大きな意味をもっていた。例えば宝暦4年段階では当の政所がその売買を認めていたように、この時点では竿外地＝売買禁止とは受け止められていたわけではなかった。それが安政期までに竿外地＝売買禁止となった背景には、やはり宝暦14年の郡奉行による名主への竿外地の再公認が、名主の扶持地としての意味を強めたことが関係するのではなからうか¹³⁾。この争論がどのような結果になったのかは残念ながら不明だが、仮に下川家の主張が認められたのであれば、西ヶ岡の地とは前述の切畑（蕎麦5斗蒔）d eのいずれかとなろう。

では、竿外地の売買は、名主にとってどのような意味を持っていたのだろうか。史料19〔⑤-6〕は、明治4年(1871)に民政役所に提出した願書である。そこでは、字「をもいれ」の切畑7畝と字「はしの谷」の檜林四畝があげられている。これらの土地は、慶長検地にはみられないことから、竿外地である。また、「はしの谷」檜林の存在は、竿外地が、必ずしも切畑としてのみ機能するのではなく、時には材木林としても利用されていたことを示している。このうち切畑7畝は、明治3年に隣の近接する榎名の源

造に15年切の元捨り証文で銀子800目で売り渡したという。この「元捨り」による売渡とは、実質的には利用権の貸付である。この場合、下川家が焼畑対象地を源蔵に15年間貸し付け、銀子800目を獲得するということになる。このように竿外地の売渡とは、実質的な利用権の貸付のケースを含み、名主家にとっては、現銀確保の手段として機能していたのである。下川家によれば、竿外地の貸付は、他の名でも行われているという。

一方、ここで名子・下人は、中屋「名中」という結合をもって、この地の請返しを求めている。他名の者に竿外地が貸付けられることは、逆に中屋名内部での利用機会が少なくなることを意味することから、彼らは名主の竿外地貸付に反対したのである。

むすびにかえて

以上、中屋名を例に祖谷山の名の実態を検討した。

祖谷山の政所喜多家は、名主からの年貢収取、名ごとの人別把握の取り纏め、祖谷山内での土地売買の承認、あるいは争論の内済を担っていた。喜多家が、政所として祖谷山三十六名全体に君臨したことは、各名主からの年貢収納に対しまるで代官であるかのような請取を発給したことに象徴される。

一方、名では、名単位に実施された慶長検地に基づいて、年貢を政所喜多家に銀納していた。しかし、政所に対する年貢納入の主体は、あくまで名主の責任となる個人請の形式をとっていた。名が公的な組織として祖谷山に位置づけられることはなかった。それは名主のもとに名子・下人が従属するという名の特徴を反映していたといえよう。

かかる名主-名子・下人関係の展開を見る上で重要なのは、竿外地の用益権と、名子・下人からの日役確保という、名主の持つ二つの特権であった。名主に扶持として与えられた竿外地は、慶長検地対象地の外側に展開していたが、田畠に限られた祖谷山において、主に木材採取および焼畑の場として重視されていた。名主にとって竿外地は、検地名負地とともに、名子・下人に貸付け「加地子」を確保する場としての意味を持ち、場合によっては他名・他郷に貸付ける場合もあった。一方、名主への名子・下人の日役は、宝暦期に年30日と公定されたが、名主

への従属性を象徴する行為であるがために、これに対する名子・下人らの抵抗は、幕末期に至るまで根強く存在し続け、これが解消することはなかった。その意味で、竿外地と日役負担は、名主－名子・下人関係を再生産し続ける要素であったといえよう。

今後は、名レベルのさらなる史料発掘が求められると同時に、名レベルのかかる歴史的事態をふまえた祖谷山像が描かれることが期待される。

註

- 1) 名主文書としては、中屋名に隣接する西名の播磨家文書(喜多源内編1922)や、2006年度阿波学会総合学術調査(旧東祖谷山村)で確認・報告された阿佐家文書がある(徳野隆他2007)。今後、各名主家文書の調査が更に進むことが期待される。
- 2) 従来は、同じ吾橋の西名(高17石862)の検地帳のみが知られており、分析されてきた(喜多源内編1922, 208～215頁, 相馬正胤1962など)。
- 3) 帳面に年代は記されていないが、帳末に檜穴料の明細等が「寛永八年二納り申しな^(品)へ之事」と記されている。孫一郎の年齢の推移もあわせて考えれば、寛永8年のものと見なして良い。
- 4) 最後の頁に「野々村左門様人御改之帳」とある。
- 5) 祖谷山政所喜多源内と安兵衛外4名が、那奉行森久兵衛と横目2名に提出した改帳の文化6年(1809)の写。前年の寛文12年(1672)12月9日の改帳[②-9]もあり、こちらは名主三右衛門が喜多源内に提出した改帳である。祖谷山では棟付改に際し、各名主から喜多家に指出させ、それをもとに喜多家が一括して改役人に提出していた点が窺える。
- 6) 天保5年(1834)「阿波国淡路国内郷村高帳」[国文学研究資料館所蔵・蜂須賀家文書27A677-3]。
- 7) 皆済状には政所喜多家だけでなく高取八名主のうち4家の名が示されている。このうち印判があるのは喜多家のみで、実質的には政所がその中心を担っていたと想定できる。一方で高取名主らも加わっている点からは、喜多家の専断的運営ではなく、形式的とはいえ高取名主との共同支配(丸山幸彦2007)という側面が、皆済状に表現されていると考えられる。
- 8) ほかの負担として、苧茶割替米代、二株二歩相(穴料と割替米代の2%口銭)、茶代があるが、その内容は不明である。また、小懸物・藪床銀に関する政所取立所からの受取も存在する(史料16[④-9])。藪床銀とは、登録された藪地(竹林)の利用権をえた「預人」に対する賦課である。中屋名では4人の預人が存在した(史料17[①-1])。
- 9) ただし18世紀後半から19世紀前半においては若干の変動が認められる(史料8[①-11])。
- 10) 1960年頃の四国山岳地方における焼畑の作付方式は多様で、祖谷山の焼畑では、夏焼き後の初年に蕎麦または稗を栽培する蕎麦・稗型という特徴を持っていたという(相馬正胤1962)。

11) すでに西名の弘化2年(1845)「祖谷山我橋西名人別持地小前御請苧茶懸員算帳」が翻刻されている(喜多源内編1922)。阿佐家にも阿佐名のものが現存している(弘化2年「祖谷山阿佐名人別持地小前御請苧茶掛員算帳」[阿佐10]、徳野隆他2007)。

12) 竿外地の特徴は祖谷山で共通するが、弘化の人別持地改の際、竿外地の「地子」について名ごとに熟談が求められている。名によって、竿外地をめぐる名主－名子・下人との関係には差異があった。

13) 弘化の小前持地改が重視された例としては、竿外地ではないが、慶応元年(1865)6月の下川家と隣の西名政吉との争論がある(史料13[⑤-3])。下川家が政所・高取名主にあてた願書によれば、中屋名の検地登録地である居屋敷4歩(史料1の15筆め)と居屋敷の下松本にある上畠(同16筆め)にあたる土地が、幕末期の中屋名の名主や名子の地にもなく、西名の政吉支配地に該当するので、その返還を求めた。一方の西名側は、その地が西名の竿外地であり、政吉親半次の代から支配してきたと反論している。西名側は、数年は実質的な支配していることを理由に、中屋名への返還を拒否したのである。

ここでは、中屋名の検地登録地と西名竿外地との重複が、問題の原因となっている。興味深いのは、下川家側が、弘化年間の人別持地調査で、小前の年貢納入者も確定し、それ以降は下川家が年貢を上納してきたと主張している点である。おそらく2つの地は、慶長検地で登録後、ある段階に所持者不在となり、利用されない実態が生じたものと想定できる。これを西名側が竿外地として捉え、実効支配を進めたのであろう。竿外地は、検地登録されない地を焼畑として開発することを繰り返すことになる。中屋名と西名のように近接する地域では、浮地同然の地が生まれると、そこをめぐって検地登録地か竿外地かで競合する事態が発生していたのである。

(付記) 下川家文書の調査・利用に際し、下川清氏より格別のご配慮を得た。心より感謝申し上げます。なお、本稿はJSPS科研費JP17K03102の助成を受けたものである。

参考文献

- 喜多源内編(1922, 2001復刻):『西祖谷山村史』徳島県美馬郡西祖谷山村役場。
- 木沢村誌編纂委員会(1976):『木沢村誌』木沢村。
- 桑田美信(1931):「阿波祖谷山の名子百姓と下人」『帝国農会報』21(8・9)。
- 相馬正胤(1962):「四国山岳地方における焼畑経営の地域構造」『愛媛大学紀要(社会科学)』第4巻1号。
- 徳野隆・草原聡美・日野善雄(2007):「阿佐家の古文書」『阿波学会紀要』55。
- 町田哲(2010):「近世前期の祖谷山請負商人と大坂」(塚田孝編『身分的周縁の比較史』清文堂)。
- 町田哲(2019):「史料紹介・祖谷山中屋名下川家文書」(『史窓』49掲載予定)。
- 丸山幸彦(2007):『幕藩制下阿波における中世山村像の変遷』(科学研究費補助金〈基盤研究(C)〉研究成果報告書)。
- 三好昭一郎・板東紀彦(1972):「近世祖谷山における土居体制の変質過程」『阿波学会紀要』18。

A Study of Social Relationships in Iyayama: A Case of Nakaya-myo in Early Modern Tokushima Domain

MACHIDA Tetsu*

* 748, Nakashima, Takashima, Naruto-cho, Naruto, Tokushima 772-8502, JAPAN

Proceedings of Awagakkai, No.62(2019), pp.195-204.